

# 豊橋産農産物活用推進補助金について



- ▶ 自社農産物を使って、オリジナル商品をつくりたい方
- ▶ 豊橋市内で独自のマルシェを開催したい方
- ▶ 農産物をつくっているけど、なにか豊橋のためになることをしたい方



## 補助対象事業



### 1 豊橋産農産物を活用した商品の開発・改良

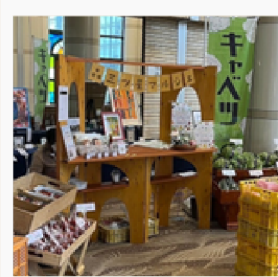


規格外品を活用した豊橋産フルーツトマトジュースの開発

#### 《活用事例》

豊橋産フルーツトマトの規格外品を活用したトマトジュースを開発。瓶ジュースとしての販売のため、ラベルをデザインし、現在も継続して道の駅とよはしなどで販売しています。

### 2 地産地消を促進する取り組み（マルシェの開催など）

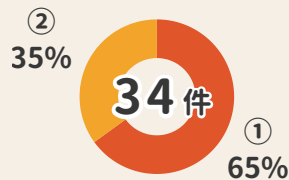


地産地消促進&市内販路拡大を目指す『三ツ星マルシェ』の開催

#### 《活用事例》

こだわりが光る市内農家（8名）が『知って！食べて！豊橋の野菜』をコンセプトに、道の駅とよはし・シーパレスリゾートでマルシェを6回開催。今後も継続して、市内各地で開催を予定しています。

これまでの活用実績



- ① 豊橋産農産物を活用した商品の開発・改良
- ② 地産地消を促進する取り組み（マルシェの開催など）

## 補助金申請・交付の流れ



申請手続き

5月

事前申込み

《申請期間》  
5/1(金)～6/30(火)

事業実施

《実施期間》  
事前申込完了後～2/28(日)迄

2月

実績報告

《実績報告》  
事業完了後2か月以内  
又は2/28(日)迄に提出

3月

交付決定

《交付決定》  
実績報告書の提出後、  
豊橋市が交付決定。

4月

補助金受領

《補助金の交付》  
豊橋市の交付決定後、  
支払います。

- ・事前申込書を提出する際は、事前に農業企画課へご相談ください。
- ・必要書類が整っていない場合は、受付できません。
- ・事業開始日の14日以上前に「事前申込書（様式第1）」を提出してください。
- ・補助金の交付は、事業完了後に「交付申請書兼実績報告書（様式第9-1）」を提出いただき、本市が交付決定した時点で確定します。
- ・同一の補助事業者への補助は、1年度につき1回限りとし、通算して3回を限度とします。

【お問合せ先】  
豊橋市産業部農業企画課

0532-51-2471

〒440-8501  
豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所 西館3階）  
営業時間：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

